

○職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

制 定 平 26. 3.25 規則 1  
最近改正 令 2.11.20 規則 3

(趣旨)

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号。以下「条例」という。) 第 20 条の 2 の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 条例第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の管理又は監督の地方公務員法 (昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。) 第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) 及び淀川左岸水防事務組合一般職の採用に関する条例 (令和 2 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号) 第 2 条の規定により採用された職員 (以下「一般任期付職員」という。) 以外の職員以下「常勤の職員」という。) で課長級以上の職にある職員とする。 (手当額)

(手当額)

第 3 条 条例第 20 条の 2 第 3 項の管理者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第 20 条の 2 第 3 項第 1 号に該当するもの

	常勤の職員	再任用職員及び一般任期付職員
事務局長の職にある職員	10,000円	8,500円
課長級の職にある職員	8,500円	

(2) 条例第 20 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するもの

	常勤の職員	再任用職員及び一般任期付職員
事務局長の職にある職員	5,000円	4,300円
課長級の職にある職員	4,300円	

2 条例第 20 条の 2 第 3 項第 1 号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする

(支給日)

第 4 条 管理職員特別勤務手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27.3.25 規則 3）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 28.3.31 規則 4）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2.11.20 規則 3）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。